

# 古書のたのしみ（令和五年八月）

土屋 博

一「日本歴史大要 第一巻、第二巻」田中登作編輯

（普及會發兌、明治二十四年訂正再版、各定價金拾六錢、九六丁+九九丁）

古書價格三千圓也。初版は明治二十三年。文部省檢定濟み教科書なり。奇蹟的保存状態の美本にして、敕語には金色の菊の紋も印刷せらる。文語調の文體、挿繪の見事さも格別なり。

第一巻目次は、總論、神武天皇、日本武尊、神功皇后、漢學及佛法、蘇我氏、孝德天皇、天智天皇、和氣清麻呂、桓武天皇、支那交通、藤原基經、菅原道眞、平將門、藤原道長、紫式部、源義家、源平二氏、源頼朝、北條氏、蒙古、宗派の創立の廿二項目。第二巻目次は、後醍醐天皇、足利義滿、應仁の亂、織田豊臣二氏、外國交通、徳川家康、徳川家光、徳川氏時代の概況、西洋交通、大政返上、王政維新、内亂、外國との關係、海陸軍の制、帝國憲法の發布、維新後の概況の拾六項目。

二「高等小學 日本歴史大要 卷二 乙種」右文館編輯所編

（右文館發行、明治三十四年訂正再版、定價金貳拾錢、三五丁）

古書價格二百圓也。初版は明治三十三年。目次は、後醍醐天皇（時の帝 後醍醐天皇英明にましまし、常に北條氏のほしいまゝなるを憤りたまへり）、足利尊氏（尊氏はつひに兵を擧げて 天皇にそむきぬ）、楠公父子、足利義滿、川中島合戦、織田信長、豊臣秀吉、朝鮮征伐、豊臣氏の滅亡、徳川家康、三代將軍家光、徳川家宣及び吉宗、徳川時代の學者一、同二、米艦の來航、明治維新、歐米文物の輸入、西郷隆盛、立憲政治、明治二十七八年の戦役（清國敵すべからざるを知り、直隸李鴻章を遣はして和を求めたり）、内地雜居（大なる變化といふべきは歐米の諸強國と對等の條約を結びて外國人に内地雜居を許すに至れることなり）の二十一項目。

三「帝國小史 甲號 卷之一、二 揃」山縣悌三郎著

（文學社、明治二十六年刊、定價金卷一十錢、卷二十五錢、三二五〇丁）

古書價格各五百圓也。緒言に曰く、「此書は、建國の體制、皇統の無窮、歷代聖主の盛業、忠良賢哲の事蹟、文化の由來等の概略を挙げ、兒童をして、我が國體の概要を知らしめ、以て國民たるべき志操を養はしむるを目的とす」と。卷之二卷末には教育敕語掲載せらる。

四「帝國小史 乙號 卷之二」山縣悌三郎著

(文學社、明治二十七年刊、六二丁)

古書價格五百圓也。卷末は以下の如し、「明治二十三年十月三十日、我が 天皇陛下は、敕語を發して教育の方針を一定せしめ給ひしかば、是れより學徳兼備の人材輩出して、國家に一層の福祉を加へんことを目を刮りて俟つべきなり」と。

五「標註 七種百人一首 全」佐佐木信綱編

(博文館、明治二十六年刊、正價金二拾錢、一二〇頁)

古書價格百圓也。七種(ナナクサ)とは、①小掠百人一首(定家卿(一二四一年歿)の撰)、②新百人一首(常徳院足利義尚公(一四八九年歿)の撰)、③後撰百人一首(後普光院攝政二條良基公(一三八八年歿)の撰)、④續百人一首(信綱の父佐佐木弘綱(二八九一年歿)の撰)、⑤近世百人一首(佐佐木信綱(一九六三年歿)自身の撰)、⑥源氏百人一首(黑澤翁滿(一八五九年歿)の撰)、⑦修身百人一首(水戸景山公德川齊昭(二八六〇年歿)の撰)を指す。

六「兒童用 尋常小學日本歴史 卷一」文部省著作發行

(日本書籍、大正元年翻刻、大正九年度臨時定價金拾四錢。本文八四頁)

古書價格五百圓也。目次は、天照大神、神武天皇、日本武尊より、建武の中興、吉野の朝廷までの二十三項目なり。冒頭部分は、「天照大神は天皇陛下の遠き御先祖なり。其の御威徳の極めて高くあまねきこと、あたかも天日のかがやけるが如し」と。

七「修養日訓」大町桂月先生監修

(三陽堂書店發兌、大正五年六版、定價金壹圓貳拾錢、三八一頁)

古書價格三百三拾圓也。初版は大正四年。三六六日毎に修養に役立つテーマの箴言を纏めたる一冊なり。一月一日の項は「溫知」。

八「蘆花文選」村野素水編

(蘆花會、大正七年刊、上卷三〇五頁、中卷二六〇頁、下卷三二〇頁)

古書價格三百圓也。天金。序に曰く、「本書は先生が著作中の傑出せる妙文美辭を収録したもので、先生が會心の傑作のみを収めて永く保存したいと云ふ意味と其洗鍊な文章を一

層緊張せしめやうとして編纂されたもので、本書は先生が五十年間の文章史とも云ふべきものであるから大正文壇の一大産物たるに恥ないものである」と。上巻は「私の五十年」より「山の生活」まで、中巻は「自然小感」より「屑」まで、下巻は「秋の近畿」より「東九州」まで。特に冒頭の「私の五十年」は九十四頁に及び自傳と稱すべきものなり。

九「古事記講義 全」皇典講究所水穂會編纂、本居博士校閲、佐伯杉谷大宮三先生講述  
(皇學書院藏版、大正九年三十版、定價金二圓五十錢、二一六十二一〇+一二四頁)

古書價格千圓也。初版は明治二十四年。凡例に曰く、「皇國の上古の事實を記せる書、棟に充ち牛の汗するばかりあれど、正しく詳に記せるは、此書と日本書紀にしくものなし。然るに日本書紀は勉めて漢風にもよるを以て、心して見ざれば事實を誤らしむるふしなきにしもあらず」と。

(令和五年九月三日受附)